

《参考》

建設省 都総発第 号
都 道 府 県 知 事
經由

支出負担行為担当官
貸付事業者名

無利子貸付金貸付決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 〇〇号 で貸付申請のあった平成〇〇年度都市局所管無利子貸付金については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、下記のとおり貸付けることに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建 設 大 臣

記

- 1 無利子貸付金の貸付対象決定額は、別紙のとおりとする。
- 2 この無利子貸付金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、貸付申請書記載のとおりとする。
- 3 無利子貸付金の額の確定は、無利子貸付金事業に要する経費(貸付基本額)の実支出額に貸付率を乗じて得た額をもって行うものとする。
- 4 無利子貸付金の貸付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 無利子貸付金事業を実施について次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ建設大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - イ 無利子貸付金事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - ロ 無利子貸付金事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - ハ 無利子貸付金事業を中止し、又は廃止するとき
 - ニ 無利子貸付金事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき
 - (2) 無利子貸付金事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、建設大臣の承認を得て無利子貸付金事業の完了後これと同種の他の無利子貸付金事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該無利子貸付金事業に係る貸付率を乗じて得た金額を国庫に返還しなければならない。
 - (3) 無利子貸付金事業が完了した場合において、無利子貸付金事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を貸付基本額から控除することがある。
 - (4) 本無利子貸付金について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかななければならない。
 - (5) 貸付事業者は、本貸付金をもって組合区画整理事業者に対する補助金の交付の決定をするときは、上記(1)から(4)までに掲げる条件に準ずる条件を附するとともに、貸付金の貸付を受けたときは、当該貸付金に係る補助金相当額を遅滞なく、組合区画整理事業者に交付しなければならない。

建設省 都総発第 号
都道府県知事 経由

貸付事業者名

無利子貸付金貸付決定変更通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け建設省 都総発第 〇〇号 をもって無利子貸付金の貸付決定を通知した平成〇〇年度都市局所掌無利子貸付金については、下記のとおり当該決定額及びその内容を変更したので、通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設大臣

記

- 1 変更に係る無利子貸付金の貸付決定額は、別紙のとおりとする。
- 2 変更に係る無利子貸付金事業、その内容及びこれらに要する経費の配分は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 〇〇号による貸付申請書記載(第 号～第 号)のとおりとする。

建設省 都総発第 号
都道府県知事
經由
支出負担行為当官

貸付事業者名

無利子貸付金貸付決定変更通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け建設省 都総発第 〇〇号 をもって無利子貸付金の貸付決定を通知した平成〇〇年度都市局所管無利子貸付金については、下記のとおり当該決定額及びその内容を変更したので、通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設大臣

記

- 1 変更に係る無利子貸付金の貸付決定額は、別紙のとおりとする。
- 2 変更に係る無利子貸付金事業、その内容及びこれらに要する経費の配分は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 第 〇〇号による貸付申請書記載(第 号～第 号)のとおりとする。

建設省 都総発第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日
都道府県知事 経由

殿

建設省都市局長

平成〇〇年度無利子貸付金事業()貸付決定の
経費の配分及び内容の変更承認通知について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け建設省 都総発第〇〇号をもって無利子貸付金の貸付決定
をした標記事業は平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第 〇〇号申請のとおり承認されたので命
により通知する。

建設省 都総発第 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都 道 府 県 知 事

經由

支出負担行為担当官

殿

建設省都市局長

平成〇〇年度無利子貸付金事業()貸付決定の
経費の配分及び内容の変更承認通知について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け建設省 都総発第〇〇号をもって無利子貸付金の貸付決定
をした標記事業は平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第 〇〇号申請のとおり承認されたので命
により通知する。

建設省 都総発第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日
都道府県知事 経由

貸付事業者名

無利子貸付金貸付決定取消通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け建設省 都総発第〇〇号をもって貸付決定をした平成〇〇年度無利子貸付金事業()については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項で準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第10条第1項の規定により、下記のとおり当該貸付決定の全部を取り消したので通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設大臣

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 貸付決定額 | 円 |
| 2 貸付決定取消額 | 円 |

建設省 都総発第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日
都道府県知事 経由

貸付事業者名

無利子貸付金貸付決定取消通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け建設省 都総発第〇〇号をもって貸付決定をした平成〇〇年度無利子貸付金事業()については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項で準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、下記のとおり当該貸付決定の一部を取り消したので通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設大臣

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 貸付決定額 | 円 |
| 2 貸付決定取消額 | 円 |

建設省 都総発第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日
都 道 府 県 知 事
經由
支出負担行為担当官

貸付事業者名

無利子貸付金貸付決定取消通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け建設省 都総発第〇〇号をもって貸付決定をした平成〇〇年度無利子貸付金事業()については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項で準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第10条第1項の規定により、下記のとおり当該貸付決定の全部を取り消したので通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建 設 大 臣

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 貸 付 決 定 額 | 円 |
| 2 貸付決定取消額 | 円 |

建設省 都総発第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日
都 道 府 県 知 事
經由
支出負担行為担当官

貸付事業者名

無利子貸付金貸付決定取消通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け建設省 都総発第〇〇号をもって貸付決定をした平成〇〇年度無利子貸付金事業()については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項で準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、下記のとおり当該貸付決定の一部を取り消したので通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建 設 大 臣

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 貸 付 決 定 額 | 円 |
| 2 貸付決定取消額 | 円 |

建設省 都総発第 号

貸付事業者名

都市局所管無利子貸付金事業の
貸付金返還命令書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け建設省 都総発第 〇〇号で無利子貸付金の額の確定をした平成〇〇年度都市局所管無利子貸付金事業の無利子貸付金については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項で準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設大臣

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設省 都総発第 号

貸付事業者名

都市局所掌無利子貸付金事業の
貸付金返還命令書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け建設省 都総発第 〇〇号で無利子貸付金の額の確定をした平成〇〇年度都市局所掌無利子貸付金事業の無利子貸付金については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項で準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建設大臣

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日